



発行 新潟県

第 63 号

令和7年8月12日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

794 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（環境対策課）

795 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（環境対策課）

告 示

◎新潟県告示第794号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和7年8月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定する形質変更時要届出区域
胎内市協和町943番の一部及び3964番1の一部
- 2 土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

◎新潟県告示第795号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和7年8月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定する形質変更時要届出区域
村上市檜原字横道下1200番の一部
村上市檜原字大道下1226番の一部
- 2 土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 土壌の汚染状態が土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物